

## 未来の女性医師等発掘事業実施要領

### (目的)

第1条 本事業は、県内の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部（以下「学校」という。）が実施するキャリア教育や進路指導等に関する講座等に対して、女性医師を講師として派遣し、主に女子高校生の医学部への進学意欲を高め、医師を将来の職業の選択肢としてもらい、医師の確保につなげることを目的とする。

### (実施方法)

第2条 県は、県内の学校に対して、講師派遣の希望を募り、10校程度に講師を派遣する。  
なお、希望が多数あった場合は県で選考する。

### (講座等)

第3条 講師を派遣する講座等は、次のとおりとする。

- (1) 県内の学校が行うものであること。
- (2) 将来の進路を決定する前の、原則高等学校1年生相当の学年の生徒を対象とし、性別は問わない。また、教員や保護者の参加も可とする。
- (3) 原則として学年ごとを単位とするが、少人数でも相談に応じるものとする。

### (講師)

第4条 派遣する講師は、福岡県内で勤務している女性医師とする。

### (派遣する講師の講演内容)

第5条 医師の仕事の内容や資格の取り方（医師免許、専門医など）、就業における選択肢（診療科、勤務医以外の働き方など）等について、医師職への理解を促進するとともに、講師の経験や具体的なエピソードを交えた講話により医師の仕事に魅力ややりがいを感じてもらおう内容とする。

### (謝金及び旅費)

第6条 講師に対する謝金及び旅費に相当する経費は、県が負担する。

### (講師派遣の手続き)

第7条 講師の派遣を希望する学校は、講座等が行われる日の原則60日前までに「未来の女性医師等発掘事業申込書」（様式1）を県に提出する。

- 2 県は、講師と調整の上、当該学校に派遣の決定を通知する。

**(実績報告)**

第8条 学校は、講座等終了後30日以内に、「未来の女性医師等発掘事業実施報告書」(様式2)を県に提出する。

**(その他)**

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要領は、令和元年12月4日から施行する。

**附 則 (令和5年5月8日)**

- 1 この要領は、令和5年5月8日から施行する。
- 2 令和5年6月7日までの間については、なお従前の例による。

**附 則**

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和7年4月1日から施行する。